

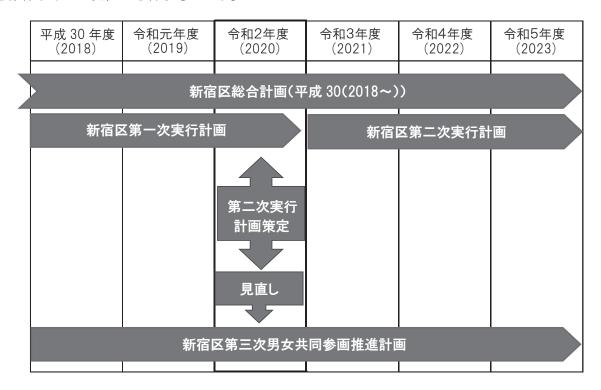
# 第1 見直しの基本的な考え方

### 1 見直しの趣旨

新宿区では、平成30 (2018) 年度から令和5 (2023) 年度までの6年間を計画期間とする「新宿区第三次男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施しています。

この計画では、計画の円滑な推進のために、「新宿区第一次実行計画」期間の終了や社会経済状況の変化等を考慮し、計画期間の3年目を迎える令和2年度を目途に計画の見直しを行うこととしています。

今回は、この方針に基づいて、計画策定時以降の社会経済状況の変化等を踏まえながら、令和3 (2021) 年度から令和5 (2023) 年度までを計画期間とする「新宿区第二次実行計画」との整合性を確保するため見直しを行うものです。



## 2 見直しに当たっての課題等

見直しに当たっては、計画策定以降の社会経済状況の変化等に伴う次の課題等を踏まえるとともに、第二次実行計画その他の計画との整合性を確保する観点から、事業内容や指標の見直しを行いました。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、テレワークの導入等ワーク・ライフ・バランスの推進に関する内容や配偶者等からの暴力(DV)の防止に関する内容を重点的に見直しました。

また、各施策の手法については、「新たな日常」(感染症拡大防止と地域の社会経済活動の両立を維持した日常)に照らし、従来の手法に加え情報通信技術(ICT)を活用する等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じた内容としました。



#### (1) LGBT等性的マイノリティの理解の促進

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の大会ビジョン\*では、「多様性と調和」を基本コンセプトの一つに掲げ、「性別」、「性的指向」についてその違いを認め合うことが取り上げられています。平成30年10月に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が制定され、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図ることが明記されました。この目的を達成するために、令和元年12月には「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が策定されました。

また、令和元年度に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され、同法に基づく職場におけるパワーハラスメントに関する指針において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動等を行うことなどが職場におけるパワーハラスメントに該当する例として明記されました。

計画の見直しに当たっては、こうした社会的な関心の高まりや社会の動きを受け、多様な性の理解促進や庁内での取組みの推進に関する項目を強化していきます。

\*2015 年 2 月公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会「東京 2020 大会開催基本計画」

#### (2) 柔軟な働き方ができる環境の整備促進

令和元年度に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、セクシュアルハラスメント防止対策が強化されました。防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化され、セクシュアルハラスメントに関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。また、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、令和4年4月から常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されることが示されました。

令和元年度から順次施行されている「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」においても、長時間労働の是正に関する事項が令和2年4月から中小企業に適用される等、企業の就業環境やワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)に向けた取組みは大きく変動しており、これまで当たり前とされていた働き方を大幅に見直しする時期が来ています。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、テレワークや時差出勤等の柔軟な働き 方が可能な環境の整備は、喫緊の課題となっています。

計画の見直しに当たっては、こうした法改正を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス推進企業認 定制度の見直しを検討するとともに、企業の新型コロナウイルス感染症対策への支援を行ってい きます。

#### (3) 配偶者等からの暴力の防止に関する理解の促進、相談支援体制の周知

令和3年1月の内閣府男女共同参画局の発表では、配偶者暴力相談支援センターにおける相談 件数は年々増加傾向にあり、全国ベースで令和元年度には約11万9千件の相談が発生しています。 警察における配偶者からの暴力事案等の相談等の件数も増加しており、同じく令和元年度には約 8万2千件で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の施行後、最多の件数となっています。

令和元年度に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が 成立し、配偶者暴力相談支援センターが相互に連携すべき関係機関として児童相談所が明記され、

DV被害者及び同伴児の保護対策において、児童虐待防止対策との連携強化をすることが示されました。

令和2年4月には内閣府特命担当大臣から国民に対して「新型コロナウイルス感染拡大に伴い、 外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより配偶者等からの暴力(DV) の増加や深刻化が懸念されています」とのメッセージが出されました。

DVは重大な人権侵害であり、許されない行為です。DVのない社会の実現を目指して、暴力を未然に防ぎ、被害者にも加害者にもならないよう、一人ひとりが暴力について正確に理解し、社会全体で取り組んでいく必要があります。

計画の見直しに当たっては、こうした認識の下、意識啓発に関する取組みを強化するとともに、コロナ禍における相談支援体制の周知や相談機関との連携の強化を図っていきます。